【注意】「成長分野等人材確保・育成コース」を申請しない事業主は提出不要です。

特定求職者雇用開発助成金　第1･2･3･4･5･6期支給申請書　提出書類一覧表
(成長分野等人材確保・育成コース)

事業所名：　　対象労働者名：

特開金基本4コースと併せてご提出ください。（各コースの提出書類一覧表参照）

〈特開金基本4コース〉
※特定就職困難者コース　※発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
※就職氷河期世代安定雇用実現コース　※生活保護受給者等雇用開発コース

【成長分野】【人材育成】では、提出書類が異なります。下記にチェックを入れ、ご確認ください。

☐ **成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事させ、雇用管理改善または職業能力開発にかかる取り組みを行う場合**　→ **（1）【成長分野】へ**

☐ **人材開発支援助成金を活用した訓練を行い、毎月決まって支払われる賃金を雇入れ日から3年以内に、雇入れの日の賃金と比べて5%以上引上げた場合**　→ **（2）【人材育成】へ**

（1）【成長分野】

	提出書類	留意事項	コピーの可否	枚数記入欄 事業主	安定所	労働局
①	【必須】 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）実施結果報告書 （様式第15号成）	・支給対象期間中に、対象労働者について実施した内容をご記入ください。	×	枚	枚	枚
②	【必要に応じて】 雇用管理改善を対象労働者に適用したことが確認できる書類	・雇用管理改善に係る制度を対象労働者に適用した場合、次の書類が必要です。 ・就業規則、労働協約、その他いずれかの雇用管理改善に係る制度が導入されていることが記載された書類等	○	枚	枚	枚

（2）【人材育成】

第1期支給申請時に提出する書類（計画内容に変更がある場合のみ、2期以降も提出が必要）

	提出書類	留意事項	コピーの可否	枚数記入欄 事業主	安定所	労働局
①	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）賃金引上げ計画書 （様式第16号成）	**・第1期支給申請書と同時に提出されない場合は、本コースの対象とはなりません。（ただし、第2期以降の初回の支給申請は除く）** ・提出後の計画内容に変更があった場合は、次期支給申請時に変更後の内容を記載してご提出ください。	×	枚	枚	枚

人材開発支援助成金の訓練実施と賃金引上げ対応後に提出する書類

	提出書類	留意事項	コピーの可否	枚数記入欄 事業主	安定所	労働局
①	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）賃金引上げ結果報告書 （様式第17号成）	**・【提出期限】最終の支給対象期の申請期限または当該書類を提出できることとなった日（※1）の翌日から2ヶ月以内** （※1）人開金の支給決定日または賃金引上げ計画書に記載の計画期間終了日のいずれか遅い方	×	枚	枚	枚
②	人材開発支援助成金の支給決定通知書または支給申請書	・成長コースの申請時点で、人材開発支援助成金の支給決定が行われている場合には支給決定通知書が必要です。	○	枚	枚	枚
③	賃金台帳等	**・雇入れ時（試用期間がある場合は本採用直後）**と**計画期間終了時点**の毎月決まって支払われる賃金が確認できる賃金台帳等が必要です。	○	枚	枚	枚
④	・対象労働者と職務の内容及び配置の変更の範囲が同一である他の労働者の賃金台帳 ・対象労働者が適用される賃金台帳、就業規則等	・必要に応じて提出を求める場合があります。	○	枚	枚	枚

≪　必ずこちらもご確認ください　≫
※申請時、この一覧表もご提出ください。事業主欄に書類の枚数をご記入ください。
・当コースが非該当となった場合でも、特開金基本4コースいずれかの支給対象となる場合があります。
・当コースが該当の場合でも、特開金基本4コースにおいて支給要件を満たさない場合には、当コースも併せて支給対象外となります。